

令和2年度進路達成支援事業進路達成セミナー委託業務企画提案募集要領

1 募集要領

(1) 委託業務名

令和2年度進路達成支援事業進路達成セミナー委託業務

(2) 業務の目的

就職を希望する生徒に対して試験前から内定後の入社までの準備の支援をするとともに、保護者に対しては高校生を取り巻く就職環境を理解していただくことで、定着率の向上を図るため、各種セミナーの企画・立案・運営等の業務を委託するものである。

(3) 委託業務内容

進路達成支援事業進路達成セミナーに関する業務一式

(別紙「令和2年度進路達成支援事業進路達成セミナー委託業務仕様書」のとおり)

(4) 委託期間

契約締結の日から令和3年2月26日(金)まで

(5) 事業費(委託上限額)

3,135,000円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む)

(6) 実施場所

県内全域

2 応募資格

以下のイからへまでに掲げる要件の全てを満たす者とする。

イ 宮城県内に活動拠点(本社又は営業所等)を有している者であること。

ロ 委託業務を確実に遂行するに足りる能力を有する者であること。

ハ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ニ 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

ホ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例67号)及び宮城県入札契約暴力団等排除要綱等を遵守できる者であること。

3 スケジュール

(1) 選考スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始及び質問受付開始	令和2年5月 8日(金) 13時から
質問受付締切	令和2年5月14日(木) 15時まで
質問に対する回答	令和2年5月18日(月)
企画提案書提出締切	令和2年5月28日(木) 17時まで
書類審査	令和2年6月 1日(月) (予定)
選定結果の通知	令和2年6月 2日(火) (予定)
仕様の決定	令和2年6月 4日(木) (予定)
見積合わせ	令和2年6月上旬
契約締結	令和2年6月中旬

(2) 業務着手から完了までのスケジュール

業務着手	契約日
第Ⅰ期	契約日から令和2年9月30日
第Ⅰ期委託業務完了報告書提出	令和2年10月
第Ⅱ期	令和2年10月1日から令和3年2月26日
第Ⅱ期委託業務完了報告書提出	令和3年3月

4 応募手続

(1) 募集要領に関する質問

イ 質問期間 令和2年5月 8日(金) 13時から
令和2年5月14日(木) 15時まで

ロ 質問方法

(イ) 別紙 質問書様式により高校教育課担当あて電子メールにて送付すること。

(ロ) 送信先 E-mail:ko-career@pref.miyagi.lg.jp

(ハ) 回答

提出期限までに到着した質問事項に対する回答を令和2年5月18日(月)までに高校教育課ホームページにおいて公表する。(質問者の氏名・名称等は公表しない。)ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては、回答しないこともある。

(2) 申込方法

イ 提出書類

(イ) 企画提案書 7部

(ロ) 会社概要(既存のもので差し支えない。)

(ハ) 概算見積書(項目・金額・内容)

(ニ) その他、企画提案者が必要と認める資料等

ロ 提出期限

令和2年5月28日(木) 17時(必着)

ハ 提出方法

郵送で下記に提出すること。

なお、提出時に不明な点については確認する場合がある。

宮城県教育庁高校教育課 (担当:吉田,尾形)

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL:022-211-3625 FAX:022-211-3696

(3) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

イ 企画提案書の様式

(イ) 企画はA4判縦(片面)10ページ以内とする。なお、表紙及び目次はページ数に含まない。

(ロ) 表紙を付け、表紙には提案事業者の名称を記載すること。

(ハ) 各ページに通し番号を付すること。

(ニ) 企画提案書をプレゼンテーションする動画(15分以内のもの)を添付してもよい。

ロ 企画提案事項

企画提案書は、仕様書に掲げる業務内容を踏まえ、(イ)～(ホ)の事項について記載するほか、本業務の適切な遂行に向けたアピールポイントを明記するよう努めること。

- (イ) 各セミナーの具体的な内容
 - (ロ) 定着率向上に向けた具体的なアイデア
 - (ハ) 就職・離職及び雇用問題についての具体的な指導内容
- (二) 実施スケジュール
- (ホ) 管理運営体制

5 資格要件及び企画提案書の審査

(1) 資格要件の審査

企画提案書の提出があった者について2に定める資格要件を審査し、資格要件を満たしている者についてのみ企画提案書の審査を行う。

資格要件に係る審査結果については、資格要件を満たしていない者についてのみ、選定委員会の前までに連絡する。

(2) 企画提案書の審査

提案の検討に当たっては、高校教育課内に「選定委員会」を設置し、提出された企画提案書及び関係書類等の本審査を行い、総得点が満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、最高点を付けた委員が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。また、最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議の上で業務委託候補者を選定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、委託候補者として選定する。3者を超えた場合は、「令和2年度進路達成支援事業進路達成セミナー委託業務プロポーザル方式等選定委員会設置要領」に基づき、企画提案書において予備審査を行い、本審査の対象を3者に絞り込む。

(3) 審査結果の通知

書類審査結果については、令和2年6月上旬（予定）に連絡する。また、審査結果については、全ての提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された業務受託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

6 評価基準・配点

(1) 企画提案のセールスポイントについて（25点）

- イ 各セミナーの具体的な内容
 - ・各セミナーのねらいにふさわしいものになっているか。
 - ・ロールプレイングなどを交えた実践的な内容であるか。
- ロ 講師予定者の経験・実績
 - ・講師の実績は十分であるか。
- ハ 定着率向上に向けたアイデア
 - ・定着率向上に向けた具体的なアイデアを持っているか。

(2) 就職・離職及び雇用問題について（15点）

- イ 高校生の就職・離職についての知識
 - ・高校生の就職・離職についての知識を有し、セミナーの内容に取り入れているか。
- ロ 保護者セミナーの経験等
 - ・セミナーの実績があり、効果的なセミナーの内容となっているか。

(3) 事業実施スケジュールについて（10点）

- イ 各種セミナーの実施計画例
 - ・セミナーの1回の流れなどをきめ細かく計画できているか。
- ロ 3つのセミナーの年間スケジュール
 - ・年間のスケジュールに無理はないか。

(4) 業務の実施体制について (15点)

イ 管理運営

・企画提案通り事業を遂行するための体制が整っているか。

ロ 学校以外の会場開催の計画, 講師の研修計画

・学校以外の会場での開催予定回数が確保されているか。また, 研修計画ができていないか。案があるか。

ハ 新型コロナウイルス対策について

・新型コロナウイルス感染拡大防止の対応ができていないか。

(5) 価格について (5点)

イ 業務実施にあたっての経費の積算が妥当であるか。

事業の積算にかかる単価や経費が妥当であるか。提案内容と整合性がとれているか。

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は, 失格とする。

- (1) 直接, 間接を問わず企画提案者が故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 本要領に従っていない場合
- (3) 2件以上の企画提案書を提出した場合
- (4) その他企画提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

8 提案者が1者又は提案者がいない場合の取扱い

- (1) 提案者が1者であった場合でも選定手続きは継続する。
- (2) 提案者がいない場合には, 再度募集手続きを行うものとする。その際の企画提案再募集に係る通知は, 高校教育課のホームページ上で行う。

9 委託契約の締結について

(1) 業務受託候補者の決定

原則として, 選定委員会で選定された事業者を業務受託候補者(以下「候補者」という。)とし, 地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結するものとする。

(2) 候補者の選定取り消し等

次のいずれかに該当する場合は, 候補者の選定を取り消し, 次点の評価を受けた事業者を候補者として見合わせを実施し, 予定価格の範囲内において契約を締結するものとする

イ 候補者が契約を辞退した場合

ロ 委託契約が締結するまでの間に, 候補者が応募時において2の応募資格を有していなかったことが判明した場合

ハ 9(3)の仕様内容に係る県と契約予定者の協議が調わなかった場合

(3) その他

契約時における仕様書は, 県と候補者の協議により, 必要に応じて追加, 変更又は削除を行うことがある。

10 その他留意事項

- (1) この企画提案にかかる費用は, すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された資料等は, 原則として返却しないので留意すること。
- (3) 審査は提出された企画提案書により行うが, 提案書提出後, 提案内容について説明を求めることがある。
- (4) 提出された企画提案書等は, 情報公開条例その他の法令の規定に基づき, 開示する場合がある。